

佐賀関大規模火災被災地支援・住民支え合い活動助成 応募要領

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 助成対象

(1) 対象団体と実施地域

【対象団体】

大分市内において、佐賀関大規模災害の被災地の復旧・復興支援のため、地元住民のグループ等による支え合い活動を行う住民団体やボランティアグループ、NPO 法人、社会福祉協議会等であって、大分県内の住民複数名で構成されている非営利団体（法人格は問いません）

【実施地域】

大分市内（佐賀関大規模火災被災者の居住している地域を含む）

(2) 助成対象活動

上記実施地域内において、令和 7 年 1 月 18 日以降に実施する、大分市佐賀関大規模火災被災地域の復旧支援の活動、被災者を対象とした住民の支え合い活動、支援活動などの福祉活動を対象とする。

(3) 助成額

1 団体の 1 事業について限度額 100 万円とする。ただし、助成対象団体の募金への協力状況、募金総額の状況及び活動内容により、助成額を増減調整することがある。

(4) 助成対象費用

活動資材・消耗品費等購入費、備品費、会議費、研修費、謝金、電話等通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、運搬費、交通費、ガソリン代、保険料等

2 助成目標額（募金目標額）

300 万円

（ただし、募金額の 5 % を大分県共同募金会の事務的経費に充てるものとする。）

3 応募の受付期間と決定期間

○応募受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで

（助成目標額を上回る場合には、期間の途中で締め切ることがあります。）

4 応募方法

「活動助成応募書」様式1、「事業実施予算書」様式2に必要事項を記入の上、大分県共同募金会へ提出する。応募額は千円未満切り捨て。

応募にあたっては、大分市社会福祉協議会の推薦を要します。

5 選考・交付

（1）選考にあたって重視する点

- ① 被災地の復旧・復興の支援となる活動であること。
- ② 住民同士の支え合いをサポートする活動であること。
- ③ さまざまな人たちの参加と協力が得られていること。
- ④ 実施する活動の目的が明確になっており、メンバーで共有できていること。

（2）要件

- ① 活動にあたって、大分県共同募金会の令和7年大分市佐賀関大規模火災被災地支援募金の広報及び募金活動に協力すること。
- ② 活動については、大分市社会福祉協議会と連携し、大分県共同募金会が活動の実態を確認できること。
- ③ 団体の代表と会計の担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制が整っていること。
- ④ 他の助成を重ねて受けていない事業であること

（3）助成決定

- ① 大分市社会福祉協議会が大分県共同募金会に推薦されたもの若しくは大分県共同募金会が実態を確認したものを、大分県共同募金会の事務局において審査し助成内示を行い、大分県共同募金会の設置する配分委員会において助成を決定する。ただし、審査により助成額が増減される場合があ

る。

- ② 審査結果は、大分県共同募金会から助成申請団体に通知するほか、大分県共同募金会のホームページで公表する。

(4) 助成金の交付

- ① 助成決定後、20日以内に、助成金の全額を送金する。ただし、必要に応じて助成内示後、50万円以内の概算助成を行う場合がある。
- ② 助成団体は活動終了後1ヵ月以内に、「活動報告書」様式3、「事業実施精算報告書」様式4に必要事項を記入し大分県共同募金会に報告する。
- ③ 助成対象事業において、不正が発見された場合には、助成金の全額の返還を求めることがある。

6 その他

- ① 本募金及び助成は、大分県共同募金会が実施するテーマ募金（佐賀関大規模火災の被災地支援を目的とする使途選択募金）として実施し、特別事業として助成する。
- ② 助成に対する応募額が募金額に満たない場合には、募金の残額は赤い羽根共同募金の一般募金として取扱い、今後の大規模災害の被災地支援のための災害等準備金の積立や県内の社会福祉活動の支援に充てるものとする。その際に佐賀関大規模火災被災地の支援に配慮するものとする。

7 問合せ先

社会福祉法人大分県共同募金会

〒870-0907 大分市大津町2-1-4 1 大分県総合社会福祉会館3階

TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

ホームページ <https://oita-akaihane.or.jp/>